平成２２年（フ）第１１７号
長崎県佐世保市白木町53番地２
債務者　江島　　明
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
長崎県佐世保市城山町１番21号　グランデュア城山1301号
債務者　蒲地　一美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
静岡市清水区押切849番地　サイトーハイツC103号
債務者　川初　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８号
愛知県豊橋市天伯町字三ツ山13番地４
債務者　夏目　智美（旧姓石部）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２３２号
静岡市清水区八坂北１丁目13番７号　マンショントラスト101号
債務者　岡本　和也
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８４号
静岡県静岡市駿河区下島325番地の３、旧住所静岡市葵区瀬名中央１丁目７番25号　いーはとーぶ202号
債務者　森山　雅美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３９号
東京都西東京市泉町１丁目２番４―305号
債務者　山越　弘才
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９５号
東京都八王子市松木62番地８リバーサイドジュネス３　101号
債務者　佐藤りゅうせい
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９６号
東京都八王子市松木62番地８リバーサイドジュネス３　101号
債務者　佐藤　葉子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８２号
静岡県浜松市北区三ヶ日町佐久米894番地
債務者　鈴木　五平
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
東京都東村山市萩山町３丁目３番地15萩山荘103
債務者　山本　裕之
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第８２号
千葉県船橋市新高根６丁目14番３号
破産者　小池　暦美
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７３０号
千葉県市原市能満2116番地
破産者　吉田　　満
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第３７１号
長崎県佐世保市鹿町町口ノ里88番地１
破産者　株式会社生興産業
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
神奈川県横浜市中区宮川町２丁目55番地
破産者　有限会社バロウズ
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１３７７号
宮城県石巻市貞山１丁目15番38号
破産者　有限会社フジセイエレキ
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係